＜適正規模、適正配置及び必要な教育環境の整備等に関する基本的な方針＞

１　これからの学校に必要な教育内容及び教育方法について

これからの学校は、個別最適な学びと協働的な学び、探究的学びの充実を図るとともに、非認知能力の育成が重要になる。そうした教育を行うには、一定程度の学校規模が必要である。

また、本町の教育の視点として、異年齢・異世代、異文化・異言語等、様々な人たちとの交流体験や地域の教育資源を活用した「ふるさと学習」の充実を図ること、個々の特性や置かれた状況に配慮して、だれ一人取り残さない教育を一層推進することが必要である。

２　学校の適正規模、適正配置及び教育環境について

上記の教育内容等を具現するとともに、多くの児童生徒や保護者、住民が小中学校において１学年２クラス以上の規模を求めていることに鑑み、現在の町立６小学校及び３中学校を統合し、小中９年間の一貫教育を展開できるよう、必要な教育環境を整えることが望ましい。学校の形態については以下の案が考えられる。

案１：義務教育学校
案２：小学校１校と中学校１校（小・中学校併設型）

３　配慮すべき事項について

学校統合にあたっては、町内の児童生徒数の推移を注視しながら適切な時期を見定めるとともに、学校が地域防災の拠点ともなることから自然災害の防止等、安全性の確保を最優先すること、学校設置に係る経費を可能な限り抑制すること、広域な町内に在住する児童生徒の通学の負担をできる限り軽減することなどに配慮する必要がある。

(1) 学校統合の時期及び場所について

・　学校統合の時期については、町全体で小学生が 400 名、中学生が 300 名を下回り、小学校において過半数の学年が２学級、中学校ではすべての学年が３学級のそれぞれ編制となる以下の時期を目途とすることが妥当と考える。

案：令和１４年度の開校

・　学校の設置場所については、安全性の面から、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定の指定がなく、既存の学校施設を有効活用できること。また、町内の各地域から均一な距離と時間にあり、通学に係る負担が一部の児童生徒に偏らないようにするには「人口重心」を考慮すること。そのため、以下の場所が適当と考える。

案：現在の北和中学校

(2) 養基小学校養基保育所組合立養基小学校（以下、組合立）の統合について〕

・　組合立養基小学校については、池田町・池田町教育委員会と協議のうえ、組合教育委員会を解散するとともに、在籍児童及び就学予定者が、それぞれの自治体が設置する学校に就学できる環境を整える。その時期については、双方の合意の下、決定することとする。